8月10日は「道の日」

道路ニュース

THE ROAD NEWS No. 556
平成２８年３月号

発行所 全国道路利用者会議
〒100−0013
東京都千代田区霞ヶ関3−3−1
尚友会館6階
電話　03−3501−5611㈹
発行人　和田　浩
定価　20 円（会員の購読料は会費に含む）

ETC2．0装着車への特車通行許可を簡素化する「特車ゴールド」制度開始

平成27年12月25日に社会資本整備審議会道路分科会と交通政策審議会交通体系分科会との合同会議から提出された「今後の物流政策の基本的な方向性等について（答申）」では、適正通行へのインセンティブとして、これまで実施してきた大型車の適正通行を促進する取組に加え、適正利用者に対しては、渋滞や事故を避けた経路選択が可能となるETC2．0装着車への特車通行許可の簡素化を行うなど、効率的な輸送に資する取組を進めていく必要があるとされたところである。

この方針等に基づいて、道路を適正に利用する者の許可の簡素化を図るため、平成28年1月25日から開始されたETC2．0装着車への特殊車両通行許可を簡素化する「特車ゴールド」の制度を紹介する。

現行の特殊車両通行許可制度においては、特殊車両は申請した個々の輸送経路のみ通行が可能となる。よって特殊車両の申請者は、経路毎に大量の申請手続きをとることが必要となり、加えて、2年に1回の定期的な更新手続も必要となる。

今回実施することとした特車ゴールドの制度は、業務支援用ETC2．0車載器（特殊用途用GPS付き発話型車載器）を装着し、利用規約等に同意してあらかじめ登録した車両（※1）は、大型車誘導区間における経路選択を可能とする許可を行う。そのため、大型車誘導区間内であれば渋滞や事故、災害等による通行障害発生時の迂回ができ、輸送を効率化することができる。さらに、許可更新時の手続きを自動化し、手続きが従来に比べ簡素化される。

さらに制度の詳細を紹介する。業務支援用ETC2．0車載器を装着することで、通行する経路を確認することが可能になることから、業務支援用ETC2．0車載器を装着した特殊車両で大型車誘導区間の走行を含む通行許可申請があった場合は、大型車誘導区間を包括的に申請があったものとみなして通行できる許可を付加することになる。これにより、出発地と目的地が同じであれば大型車誘導区間内では、迂回経路の申請が不要となる。

なお、通行する場合は道路管理者が道路上に設置した路側機から特定プローブ情報（※2）を収集することにより当該車両の通行経路把握を行う。

更に、特車ゴールドの制度は更新時の手続も簡素化する。業務支援用ETC2．0車載器を装着することで、通行する経路を確認することが可能になることから、2年に1回の定期的な更新手続をする必要があったが、特車ゴールドの制度を利用した場合の更新申請は、システムで自動作成した申請書を電子メールで連絡を行い、この申請書を確認した申請者からの同意（ワンクリック）をもって更新申請がされたものとする。申請者自らが申請書を作成する必要がなくなり、手続が簡素化される。ただし、特車ゴールドの制度の許可を受けた車両で道路法に違反して通行（例えば重量や経路の違反）していることを確認し、通知を受けた場合には、当該車両に係る申請書の自動作成は行わないこととした。

以上の通り、制度内容を紹介してきたが、オンライン申請Ｗｅｂページの『ＥＴＣ２．０装着車への特殊車両通行許可簡素化制度』http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/tokusyagold_p.html に掲載している実施要綱や利用規約等に詳細が記載されているので、確認してもらいたい。

※1　対象は、車両の通行の許可の手続き等を定める省令（昭和36年9月25日建設省令第28号）第7条の車両諸元等に適合する車両

※2　業務支援用ETC2．0車載器に記録された走行位置の履歴などの情報「プローブ情報」に、「車載器の特定に関する情報」を付与した情報で、道路管理者が管理するDSRC路側無線機との無線通信により業務支援用ETC2．0車載器から収集される情報をいう。

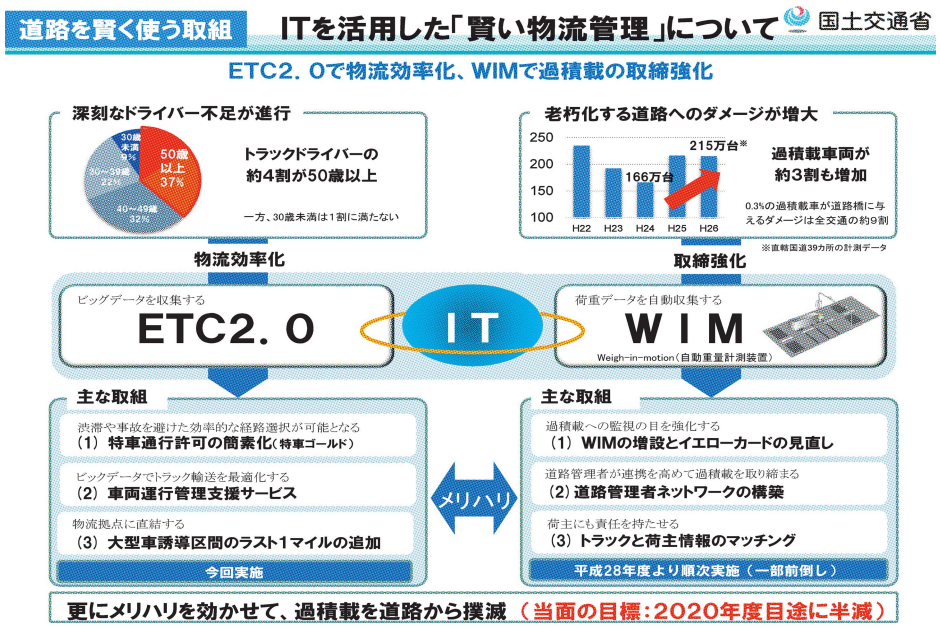

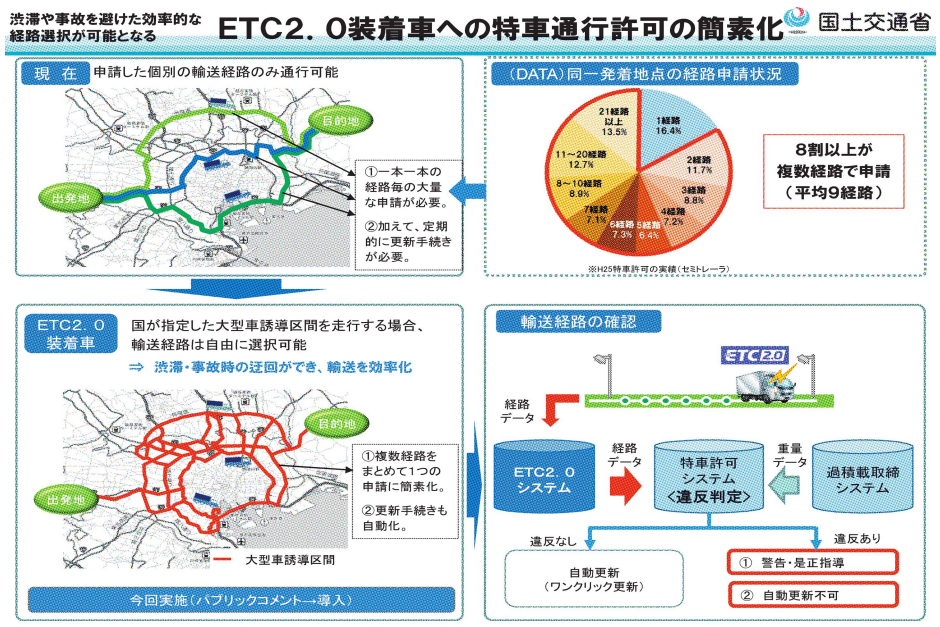

【参考　平成27年12月14日社会資本整備審議会道路分科会と交通政策審議会交通体系分科会との合同会議参考資料より】

首都圏の高速道路料金を整理・統一

平成28年4月1日(金)から

3月1日に国土交通省は、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、首都高速道路㈱から申請のあった、4月1日からの首都圏の高速道路料金の変更について許可を出した。

これまでは、整備の経緯の違い等から料金水準や車種区分等が異なっていた首都圏の料金体系について、三環状の整備の進展を踏まえ、対距離制を基本とした利用重視の料金体系（1kmあたり36・6円）に統一する。

また、ETC車については、出発地と目的地が同じであれば、どの経路を経由しても、起終点間の最短距離の料金となる。

新たな料金のポイントとしては、①圏央道利用が不利にならないよう、割高な圏央道西側区間の料金水準の引下げ（同一起終点であれば同じ料金）、②ETC2．0搭載車については、割引を更に追加、③都心に向かう場合、外環を使って迂回しても、外環利用分は全額割引、④都心通過については、走行距離に応じた料金に変更、となっている。

【新料金の概要】

（1）対距離制を基本とした料金体系に整理・統一

料金水準：現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の水準に統一

車種区分：5車種区分に統一（激変緩和措置）

▽首都高速などについては、物流への影響や非ETC車の負担増などを考慮して、上限料金などを設定

▽第三京浜や横浜新道など、現在の料金水準が低い路線については、高速自動車国道の普通区間を目安に料金水準を設定

※外環道の新たな料金については、圏央道の概成時（境古河～つくば中央の開通時）に合わせて導入予定

（2）起終点を基本とした継ぎ目のない料金の実現

都心部の渋滞等に対し、圏央道や外環道の利用が料金面において不利にならないよう、ETC車について、経路によらず、起終点間の最短距離（当面は料金体系の整理・統一における激変緩和措置を考慮し、最安値とする）を基本に料金を決定。

ただし、都心部（首都高速）経由の料金の方が高い場合には、都心部経由の料金は引き下げない。

【現金利用者のキャンペーン】

新たな料金体系への移行にあたり、現金利用者向けキャンペーンとして「首都圏ETCキャンペーン（首都高・NEXCO東日本・NEXCO中日本）」を実施する。

期間は、平成28年3月10日（木）から平成28年6月30日（木）までで、ETC2．0車載器やETC利用履歴発行プリンターを購入する際に割引が適用される。

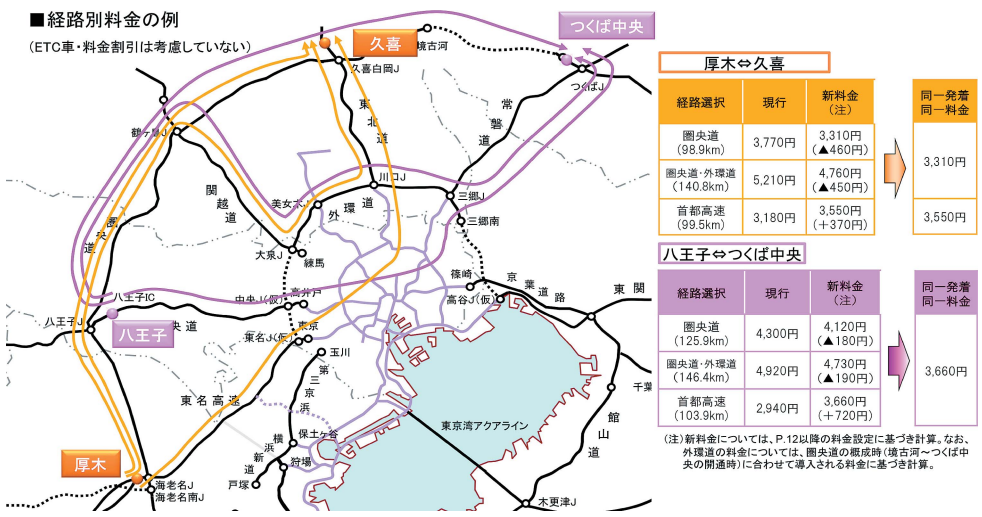

【詳細は各社ホームページで】

《首都圏の新たな高速道路料金に関する総合サイト》
http://www.jehdra.go.jp/searchmap/

《東日本高速道路㈱》
http://www.e-nexco.co.jp/

《中日本高速道路㈱》
http://www.c-nexco.co.jp/

《首都高速道路㈱》
http://www.shutoko.co.jp/

《首都圏 ETC キャンペーン事務局》
TEL：03-6262-5235（土日祝日を除く 9:30 ～ 17:00）
http://www.shutoken-etccp2016.jp/

平成27年度「道路ふれあい月間」推進標語
『いい出会い　いい道からの　贈り物』

“道路総合システムサービス”企業
NICHIREKI
ニチレキ株式会社
東京都千代田区九段北4-3-29　TEL 03(3265)1511代表